

出前講座 自分たちの将来へ 声を届ける

3月14日、大阪国際大和田高等学校の2年生(287人)を対象に選挙出前講座と模擬選挙を実施しました。

講座では、市職員が選挙の歴史、選挙権年齢が引き下げられた意義、若者が政治に参加する重要性、一票の大切さの話や選挙運動の注意点などについて講義を行いました。

グループワークでは、7~8人のグループに分かれ、架空の候補者の主張について議論し、グループの意見を代表者が発表しました。最後に、本番同様に設営された投票所で緊張感のある雰囲気の中、自分の意思で投票しました。

今回の経験をしっかり受け止め、選挙権を持ったときには、これからの将来へ大切な一票を投じてほしいと思います。



問 選挙管理委員会事務局 TEL 06-6992-1784

憲法週間

5月3日は憲法記念日です。昭和22年5月3日に、日本国憲法が施行されたことにちなんで、この日を含む5月1日から5月7日までの1週間は、憲法週間と定められています。

一人一人が、人権の大切さや正しい知識を身につけるとともに、人権問題を自分自身の身近な問題としてとらえ、お互いの個性を認め尊重しあう人権意識を育むことが大切です。

憲法週間記念のつどい

- 時 5月20日(日) 14:20 場 エナジーホール
- 内 映画「彼らが本気で編むときは、」(127分・字幕付き)
- 定 400人(整理券必要)
- 保 0歳~就学前まで。5月15日(火)までに要予約
- 申 問 人権室
- TEL 06-6992-1512
- 備 同日、「市民人権なんでも相談所」を開設
- 時 午前10:00~14:00
- 場 文化センター3階第2会議室



監督・脚本 荻上直子
出演 生田斗真、桐谷健太、ミムラ、小池栄子

自動車税の納税

自動車税の納期限は5月31日(木)です。納税通知書裏面に記載の金融機関、大阪府内の郵便局、コンビニエンスストア、府税事務所でも納税することができます。

また、パソコンや携帯電話からクレジットカードでの納税もできます。さらに、府税収納を扱う金融機関(ゆうちょ銀行を除く)のPay Easy(ペイジー)に対応している方法による納税が可能です。詳しくは、各金融機関に確認してください。

問 大阪府自動車税コールセンター
TEL 0570-020156

固定資産税・都市計画税

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在で、土地、家屋、償却資産(固定資産)を所有している人に課税される税金です。

固定資産税を納める人(納税義務者)とは、原則として賦課期日現在の固定資産の所有者です。

したがって、年の途中で売買などで所有者が変わっても、賦課期日現在の

人権擁護委員の日

全国人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法の施行日である6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、地域での人権尊重思想の普及高揚を図るため、全国的な啓発活動を行っています。人権擁護委員は、あなたの街の相談パートナーです。人権問題などで悩んでいる人は、お近くの人権擁護委員または、大阪法務局常設相談所に相談してください。

問 大阪法務局常設相談所
TEL 0570-0033110

守口地区人権擁護委員	
氏名	住所
木村 孝司	河原町7-7
竹内 美喜枝	滝井元町1-6-2
黒田 悟	橋波東之町2-1-4
徳山 正廣	日吉町2-12-10
村橋 博一	大日町2-29-5
讃岐 信子	長池町1-1
西口 誠一	梶町2-23-2
砂原 比佐代	大久保町2-33-1
福田 治夫	高瀬町4-5-12
小島 眞美	八雲北町3-22-5
中道 久美子	寺方錦通1-14-18

人権なんでも特別相談所を開設

一人で悩まず、気軽に相談してください。

時 6月1日(金)正午~午後5時
場 市役所1階北エリア
101・102相談室

問 人権室
TEL 06-6992-1512

所有者が納税義務者です。

また、所有者が賦課期日前に死亡している場合などには、賦課期日で固定資産を現に所有している人(相続人など)が納税義務者となります。

都市計画税とは、下水道、街路、公園の整備など、都市計画法や土地区画整理法に基づく事業を推進するための費用に充てる目的税で、固定資産税と併せて納めてもらうものです。

免税点

守口市内において同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの固定資産税標準額の合計額が次の場合、固定資産税・都市計画税は課税されません。

- ▽土地：30万円未満
 - ▽家屋：20万円未満
 - ▽償却資産：150万円未満
- 納期限**
- 第1期 5月31日(木)
 - 第2期 7月31日(火)
 - 第3期 10月1日(月)
 - 第4期 11月30日(金)
- 減免制度**
- ▽生活保護法の規定による扶助を受けている人が所有する固定資産
 - ▽不慮の災害で納税できなくなった人が所有する固定資産
 - ▽災害などで使用することができなくなった固定資産

該当する固定資産の所有者は、減免申請書に必要書類を添えて、所定の期

専用電話番号 06-6998-7921 受付時間 平日9:00~17:30

次の情報をお待ちしています。

- ▽仕事をしているのに市に報告していない
- ▽財産があるのに、生活保護費を受給している
- ▽虚偽の世帯構成で生活保護を受けている
- ▽生活保護受給者を安いアパートに住まわせて保護費を搾取するなど、貧困ビジネスの疑いがある
- ▽自身の処方薬を他人に渡している
- ▽本当に生活に困っているのに、市や民生委員に相談していない

生活保護適正化情報ダイヤル

市民の皆さんから、生活保護の不正受給などに関することや、本当に生活に困窮しているにも関わらず、市に相談していない人の情報を受け付け、その情報をもとに独自に調査を行います。

提供された情報は厳密に取り扱い、情報提供者の個人情報厳守します。

市民の皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

問 生活福祉課 TEL 06-6992-1593 Mori-seikatuf@city-moriguchi-osaka.jp

限内に課税課資産税担当へ提出してください。

審査請求および審査申出

固定資産税・都市計画税の賦課について不服があるときは、市長に審査請求をすることができます。また、固定資産の価格(評価額)に関して不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。いずれも納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3カ月以内です。

問 課税課資産税担当
TEL 06-6992-1474

固定資産税・都市計画税「共有」

固定資産(土地・家屋)を複数の人で共有している場合の固定資産税・都市計画税は、共有者が連帯して納税義務を負うことが地方税法で規定されています。このため、持ち分に応じて税額を案分して課税することはできません。代表者には納税通知書および納付書を、代表者以外(共有構成員)には納税通知書(納付書は同封していません)を、それぞれ5月以降に送付予定です。

あらかじめ、代表者を含む共有構成員間で納付方法などについて取り決めておいてください。

問 課税課資産税担当
TEL 06-6992-1474